

2021年11月22日

## 認知症保障保険「認知症保険 to スマイル」を発売！ ～業界初！「歯の健康度」に応じた保険料割引を導入～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2021年12月1日より、無解約返戻金型認知症保障保険「認知症保険 to スマイル」を発売いたします。

ネオファースト生命は、「あったらいいな」をいちばんに。をミッションに掲げ、健康増進に資する商品・サービス等の提供を行っております。こうした取組を更に進化させ、お客さま一人ひとりの心身の健康を支え、お客さまに寄り添っていただける会社になるべく、商品やサービスを通じて、お客さま一人ひとりの Wellness<sup>1</sup>の実現に向けたサポートをさまざまな形、接点でお届けすることを目指しています。

本商品は、認知症を発症し介護が必要となった場合の保障だけでなく、認知症との関連が明らかにされている「歯の健康度」による保険料割引の仕組みや、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）の診断を受けた場合の保障を導入することで、認知症の「予防」や「早期発見」をサポートし、また、関連するサービスを商品と一体で提供することで、認知症に関するサポートをさまざまな形、接点で提供いたします。

### 「認知症保険toスマイル」のポイント

#### （1）業界初！「歯の健康度」による保険料割引の導入

「歯の健康度」と認知症リスクの関係がさまざまな研究で明らかにされていることに注目し、「歯の健康度」による保険料割引の仕組みを導入しました。被保険者の年齢が70歳となる年単位の契約応当日（割引判定日）において、被保険者の永久歯の本数（残存歯数）が20本以上である場合、歯数割引特則の適用により、以後の主契約（死亡保障特則を除きます。）および軽度認知障害保障特約の保険料について割引を受けることができます。

#### （2）軽度認知障害（MCI）も保障

認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）の段階で早期発見できれば、5年後に38.5%が健常状態に回復したという報告（\*）もあり、認知症の予防には軽度認知障害（MCI）の段階で早期発見することが重要です。軽度認知障害保障特約を付加することで、軽度認知障害（MCI）と診断された段階でも給付金をお受け取りいただけます。

（\*）出典：厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「認知症施策の総合的な推進について（参考資料）」

#### （3）認知症の「予防」につながるサービスを提供

「認知症保険toスマイル」の発売と同時に、「歯の健康」の維持・改善をサポートするWebサービス「オーラルケアサポートサービス」の提供を開始します。「オーラルケアサポートサービス」のご利用を通して、認知症の「予防」につなげていただきたいと思います。

<sup>1</sup> Wellness とは、病気ではない状態であるヘルス（健康）を「基盤」として、豊かな人生や自己実現に向けて、何かに没頭・熱中している、生き甲斐を見つけているなど、心身の充実を感じている状態のことと、当社では定義しています。

## 1. 開発の背景

近年、口腔環境とさまざまな全身の疾病に相関関係があり、口腔衛生を維持・改善することが健康寿命の延伸につながる事が明らかになってきています。認知症も「歯の健康」との関連が深い疾病のひとつであり、「歯の健康」を維持・改善することが認知症の予防につながると言われています。さらに、歯には、食べ物を噛み砕く以外にも、発声・発音を助けることのほか、顔の形を整え表情を作る、姿勢を整えるといった役割もあり、「歯の健康」を維持することはQOLの高い生活の実現に直結します。今回、この点に注目し、「歯の健康」の維持・改善による将来の認知症予防、またその結果としてのQOLの高い生活の実現につなげていただけるよう、「歯の健康度」による保険料割引の仕組みを導入しました。また、楽しみながら、正しい方法で「歯の健康」の維持・改善に日常的に取り組んでいただけるよう、日々のオーラルケアをサポートする Web サービス「オーラルケアサポートサービス」もあわせて提供を開始いたします。

### <口腔環境と認知症の関係>

歯が少なくなり「噛む」ことが難しくなると、「噛む」ことによる脳の刺激が減少し、脳の機能低下につながると言われています。「噛む」能力を維持するには自分の歯を維持することが重要ですが、歯を失う最大の原因は歯周病であり、自分の歯を失わないためには歯周病の予防が重要です。また、歯周病そのものがアルツハイマー型認知症の原因であるという研究結果も発表されています。さらに、歯周病は脳血管疾患の原因の一つでもあり、歯周病を予防することは、脳血管性の認知症の予防にもつながります。

#### ■65歳以上の人を対象とした調査結果

出典：平成22年度厚生労働科学研究（神奈川歯科大学）をもとにネオファースト生命にて作成

自分の歯が20本以上ある人に対して、  
歯が数本で入れ歯がない人の  
認知症の発症人数は**約1.9倍！**

かかりつけの歯科医院がある人に対して、  
かかりつけの歯科医院のない人の  
認知症の発症人数は**約1.4倍！**

### <歯の健康を維持することとQOL>

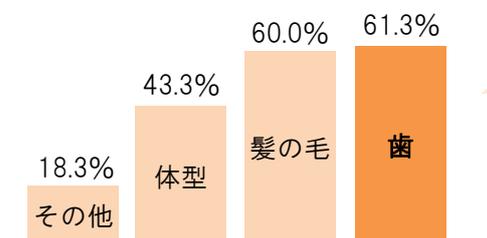
#### ■高齢者の普段の楽しみ（男女合計、複数回答可）（出典：内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査結果」）

- 1位 テレビ、ラジオ
- 2位 新聞、雑誌
- 3位 仲間と集まったりおしゃべりすることや  
親しい友人、同じ趣味の人との交流
- 4位 食事、飲食
- 5位 旅行
- 6位 家族との団らん、孫と遊ぶ

「歯の健康」が損なわれていると楽しめる  
ものも多くを占めています。  
「歯の健康」を維持することはQOLの  
高い生活に直結します。

#### ■60代以上に聞いた、体について「変化して欲しくなかったこと」「失って後悔していること」

（出典：インビザライン・ジャパン株式会社「60代以上の男女400名を対象とした歯並びと歯の残存数に関する意識調査（2017年3月）」）



最も多かった回答は「歯」でした。  
また、加齢による「歯」の衰えを感じた  
年齢は**平均57.1歳**でした。早い年齢で  
の対策が重要です。

## 2. 商品概要

# 認知症保険 トゥースマイル

無解約返戻金型認知症保障保険

### <特長としくみ>

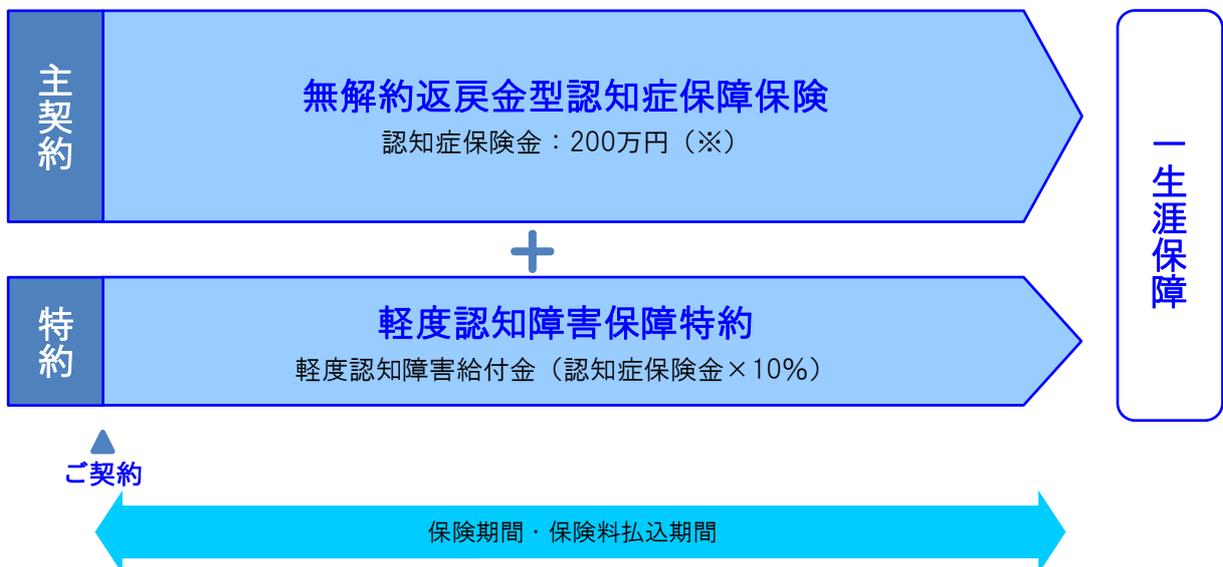
- (1) 認知症と診断され、かつ、要介護1以上と認定されているときに認知症保険金をお支払いします。認知症を原因とする介護費用等に備えることができます。
- (2) 軽度認知障害保障特約を付加することで、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）にも備えることができます。
- (3) 死亡保障特則を適用した場合には、認知症保険金が支払われる前に死亡されたときに、死亡保険金をお支払いします。
- (4) 被保険者の年齢が70歳となる年単位の契約応当日（割引判定日）において、被保険者の永久歯の本数（残存歯数）が20本以上である場合は、歯数割引特則の適用により、以後の主契約（死亡保障特則を除きます。）および軽度認知障害保障特約の保険料について割引を受けることができます。

※歯数割引特則の適用には、割引判定日の2か月前までに所定の残存歯数を証明する書面の提出が必要となります。期日までにこの書面の提出がない場合には、割引判定日における残存歯数が20本以上であった場合でも、この特則の適用は取り扱いません。

※70歳以上でご加入された場合は歯数割引特則の適用はありません。

### <しくみ図（イメージ）>

認知症保険金：200万円、保険料払込期間：終身の場合



※死亡保障特則を適用した場合の死亡保険金の額は、認知症保険金額×給付倍率となります。

<給付内容>

■無解約返戻金型認知症保障保険

保険金	支払事由	支払額
認知症保険金	被保険者がつぎのいずれにも該当したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて180日以内に認知症と医師により診断されたときを除きます。（*1） （1）責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、認知症と医師により診断されたこと （2）責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当し、要介護認定において要介護1以上との認定を受け、その認定の有効期間中であること	認知症保険金額
死亡保険金（*2）	被保険者が死亡されたとき	認知症保険金額 ×給付倍率（*3）

（\*1）責任開始期の属する日からその日を含めて180日以内に認知症と医師により診断されたときは、認知症保険金をお支払いしません。この場合、ご契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を払い戻します。

（\*2）死亡保障特則を適用した場合にお支払いする保険金です。

（\*3）給付倍率は、ご契約締結時に、男性の場合は30%、女性の場合は30%～60%（10%単位）の範囲で設定いただきます。

■軽度認知障害保障特約

給付金	支払事由	支払額
軽度認知障害給付金	被保険者がつぎのいずれかに該当したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて180日以内に軽度認知障害（MC1）または認知症と医師により診断されたときを除きます。（*4） （1）責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、軽度認知障害（MC1）と医師により診断されたこと （2）責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、認知症と医師により診断されたこと	主契約の 認知症保険金額の 10%

（\*4）責任開始期の属する日からその日を含めて180日以内に軽度認知障害（MC1）または認知症と医師により診断されたときは、軽度認知障害給付金をお支払いしません。この場合、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻します。

<「歯の健康」の維持・改善をサポートするWebサービス「オーラルケアサポートサービス」の提供>

「歯の健康」を維持・改善することは、さまざまな疾患の予防、またQOLの高い生活の実現につながることから、お客さまの「歯の健康」の維持・改善をサポートする「オーラルケアサポートサービス」(<https://oralcaresupport.neofirst.co.jp>)（※）を12月1日より提供いたします。「オーラルケアサポートサービス」はスマートフォンからご利用いただくWebサービスで、「歯の健康」に関するさまざまな情報や、毎日の歯みがきを楽しみながら習慣化できるコンテンツを提供いたします。「認知症保険toスマイル」にご加入のお客さまに限らず、どなたでも無料でご利用いただけますので、気軽にご利用いただき、皆さまの「歯の健康」の維持・改善にお役立ていただきたいと思います。

※スマートフォンからアクセスいただくようお願いいたします。  
右記の二次元コードからもアクセスいただけます。



<保険料例>

■無解約返戻金型認知症保障保険

認知症保険金額200万円、死亡保障特則なし、月払、終身払 (円)

性別	年齢	加入時	歯数割引特則適用後 (70歳以降)
男性	40歳	1,280	898
	50歳	1,898	1,514
	60歳	3,160	2,760
	70歳	5,370	—
	80歳	10,322	—
女性	40歳	1,596	1,258
	50歳	2,364	2,020
	60歳	3,856	3,490
	70歳	6,690	—
	80歳	12,792	—

■軽度認知障害保障特約

軽度認知障害給付金の額20万円、月払、終身払 (円)

性別	年齢	加入時	歯数割引特則適用後 (70歳以降)
男性	40歳	474	316
	50歳	821	650
	60歳	1,744	1,519
	70歳	3,337	—
	80歳	6,165	—
女性	40歳	462	346
	50歳	779	652
	60歳	1,574	1,403
	70歳	3,086	—
	80歳	5,875	—

<その他>

- (1) 契約年齢：40歳～85歳  
※死亡保障特則を適用する場合は55歳～85歳
- (2) 保険期間・保険料払込期間：終身

以 上

(注) この資料は2021年11月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。

(登) B21N2006(2021.11.15)